避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人について、当該申立人分及び申立人が単独相続した被相続人分として、中間指針第五次追補に定めのある過酷避難状況による精神的損害各30万円及び生活基盤変容による精神的損害各250万円の賠償が認められるとともに、被相続人の要介護者(要介護2)としての月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分(平成23年3月から平成30年3月。既払金については控除)の賠償が認められ、さらに申立人が被相続人を介護しながら避難したことを考慮して、介護者としての月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分(平成23年3月から平成30年3月)の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)について、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A(以下「被相続人」という。)が令和3年7月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2)申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相 続人であること

2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目 期			期間	金額
ア	申立人	過酷避難状況による精神的損害		30万円
イ		生活基盤変容による精神的損害		250万円
ウ		日常生活阻害慰謝料(第五次追補指針 I)③(介護者)による増額分	自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日	255万円
工	被	過酷避難状況による精神的損害		30万円
オ	相続	生活基盤変容による精神的損害		250万円
カ	人	日常生活阻害慰謝料(第五次追補指針 I)①(要介護)による増額分	自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日	255万円
				1070万円

3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として金1070万円の支払義務があることを認める。

4 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が被相続人に対し、第2項カ記載の損害項目及び期間に対する賠償金として金124万5000円を支払済みであることを相互に確認する。

5 支払方法

(省略)

6 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間について、以下の点を 相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月15日

(仲介委員 巻淵 眞理子)